

強制移動と社会結束…強制移動民の社会統合の決定要因

小 泉 康 一

Forced Migration and Social Cohesion: Determinants of Forced Immigrant's Integration

Koichi Koizumi

目次

- はじめに…問題の性質
1. 保護と再定住…相補う保護機能
 2. 統合…移民の社会編入
 3. 市民権と国籍
 4. 多文化主義と社会的な民族多元性
 5. グローバル化する人種主義
- おわりに

はじめに…問題の性質

欧州の移民・難民問題は益々、欧州各国の政党の間で政治的論議の主題となってきた。これは選挙民の間で、移民（本稿で、移民と言った場合、難民を含む。難民だけを指す場合は、難民として言及する）は自分たちの社会に多くの影響を与えうると感じられているためである。経済活動や労働市場だけではなく、福祉、社会サービス、そして社会の凝集力に懸念があるためである。多くの先進工業国では、人口構成に変化が生じ、国民のアイデンティティが変化し、その現象が非常に複雑である。例えば、移民国オーストラリアの人口の約1/4、カナダの人口の15%が外国生まれの人である。一方、入国する人からみれば、誰がこの国へ入国を認められるのか、永久に滞在できるのか否か、自分ないし子供は将来、市民になれるのか、自分は国家と国民にどのように待遇されるのか、など、これらの事柄がどのように扱われるかは大きな関心事である。いわば、政府と入国を許可された人との間の実際上の「社会契約」関係である。移民・難民の入国問題がとりわけ深刻なEUでは、域内の政治的統合で加盟国の国境がとりはられたが、移民と難民への入国規制の厳格化で、逆に不法滞在者の増加に悩まされている。欧州諸国は過去、不法入国と庇護制度の乱用の問題に焦点をあわせてきた。そして移住政策は今日、EUの最も重要な政策の一つとなっている。

過去、1980年代末までにあきらかになった事実は、庇護申請を受理する割合が高く、長期にわたって庇護審査に時間をかけ、難民認定基準が幾分緩い国は、庇護申請者（asylum-seeker）を多く引き寄せるということであった。特に1983年以降、従来の難民流出に加えて、自国での経済状況が不安定なために、先進国でのより良い生活をめざす、発展途上国からの人々の数が大量に増加したことである。そのため1990年代初め以降、それまで伝統的に難民を受け入れてきた定住国が庇護法、移住法や政策を変更し、これまで歴史的に積み重ねられてきた人道的な受け入れというやり方から入国制限策へと転換した。庇護申請者と不法移民という事態は1980年代以降、入国制限の措置に加え、国内の治安と福祉制度の乱用の怖れという問題につながっていった。これは移民国でも同様で、オーストラリアでは1989年、新しい法律を導入し、入国管理をより厳しくし、難民申請が疑わしいケースをチェックし、不法移民を止める政策をとった。カナダでは1980年代末、一群の法律が導入され、より厳格な基準と簡素化された手続きの下で、難民申請の審査が新たに進められた^①。入国制限策は特に、ドイツで顕著であった。ドイツでは基本法が、迫害された人への庇護の絶対的権利を定めていた。基本法第16段落に対する政府からの修正要求は、非常に論議があったが、最終的に受け入れられた。また人道的と言われたスウェーデンも難民の地位の認定基準を変更した。ドイツ、スウェーデン両国への申請者は、1990年代半ばから急速に下降した。イギリスとデンマークも庇護と移住の法制に変更を加えた。イギリスでは10年の内に、都合4回の変更を

おこなった。^②

難民認定の仕組みは混乱し、制度には過重な負担がかけられた。庇護申請に制限を加える政策が各国で次々と導入され、制限への競争という危険な動きがみられた。事態に対応して先進国は、移住政策を厳格にし、1960年代、70年代に作られた寛大な庇護手続きを厳しくした。入国の現場では、ビザの取得が義務づけられたり、必要な書類がない乗客を運んできた航空機に罰則が下されているように、様々な入国管理上の措置が採られている。拘留、労働制限、社会福祉便益を限定（例えば現金よりも物資での配給など）、そして難民の地位を認められたとしても家族の再会で制限をうけている。この措置は功を奏し、1993—96年に庇護申請者の数は、劇的に下降した。^③

2000年9月11日のアメリカでの同時多発テロ以後、庇護政策と再定住（もしくは定住）政策は、難民人口内にテロリストがいるかもしれないという怖れが存在している。EUでは、国境を越えた犯罪への立法措置が9・11事件以降、急速に進んだ。同事件は、庇護策への規制が強化され、庇護とテロを関連づけるようにした。その反応として、イスラム嫌い（Islamophobia）を払拭し、定住・統合の際に人種差別問題へ取り組むべきだという要求が現れてきた。^④しかし依然、移民・難民自身は「問題」とみられ、政策は流出の根本原因や、受け入れ社会の人種的偏見と差別に取り組む代わりに、排除へとむかってきている。こうした事態は、庇護申請を無差別に否定し、「難民の可能性のある人」の利益を害している。欧州で、北アメリカで、そして世界の各地域で、ナショナリズム、人種主義の復活がみられる。人の移動という現象は、彼らの複雑多岐にわたる性格をあらわす新しい言葉を次々と生んでいる。例えば、彼らは不法移民、庇護申請者、難民、長期居住者、少数民族集団、正規の労働移民など、と呼ばれる。各国々は、彼らの特徴づける特有な言葉を持つようになっていく。

しかし、これらの移民の間の範疇の区別をどうするかでは、公の議論の中では曖昧さが残る。^⑤理由は一つには、難民の庇護申請が拒否されると追放の命令に従わない場合、不法滞在になるからである。人権や難民といった国際法に定められた保護の正当な権利をもつ人々と、それに該当せず入国を断念させる政策がとられる人々の間の違いに、一般の人々の理解がややしくなっている。難民の可能性がありながら、不法に入国した人々の中には、庇護申請すれば、彼らに課される制限や当局による追放の怖れのために、庇護申請をしない場合もある。^⑥代わりに、不法労働者となつて働くことを選択する。この事実は、庇護申請者と経済移民の区別をさらに曖昧にしてきた。外国人への入国制限策の国民の関心は、庇護制度へと向けられ、主に、庇護手続きの乱用の問題として、不法移民の現象にからだ歪んだ意識を助長してきた。こうして世論の中での、難民の

イメージが侵食されている。また、難民の用語は、*「環境難民」*、*「開発難民」*のように、しばしば強制されて移動する人々の全ての部類を包む一般的の意味で使われてしまっている。

1951年国連難民条約は、強制移動民の一つの範疇である難民が、他国から「難民の地位」を要求できる点で、中心となる基準を定めている。受け入れ国の当局は、個人の申請に基づき、価値判断を行い、当人の法的地位を決定する前に、庇護申請者とする。しかし實際上、難民条約では難民に該当しないものの、UNHCRのような国際難民機関は、紛争の結果として国境を越えて避難した人々を難民条約での定義による正式の認定なしに難民とみなしてきている。ふり返って現在、難民や国際保護が必要な人々は通常、難民が流出した国（本稿では原因国、難民の観点からは自国、祖国として使うが、意味は、いずれも同義）のある、域内の隣国で庇護を与えられている。そして、世界では庇護申請者全体の4%のみが、自発的に、各国の再定住計画かで、域外へと移動している⁽⁷⁾。流出国の域内での庇護は、多くの場合、脆い解決策になり始めている。

9・11事件以降の地政学的変化とEUの拡大が継続する中で、不法移民の流入と国境が穴だらけという問題は、各国に安全保障上の懸念を高めた。ヨーロッパ協議会（於 タンペレ Tampere）は1999年、庇護手続きの共通化と、庇護が付与されれば同一の地位を与えるよう各国に要請した。これはEUが拘束力ある共通の政策を公式に求め、共通の政策の青写真を出した初めての会議である。しかし、提案された多くの事柄はこれまでのところ、実行性に乏しく捉えどころがない。

庇護策を共通化するという試みは、多くの加盟国から抵抗を受け続けている⁽⁸⁾。EUでは移住論議の中で、庇護と不法移民が政治的に語られる一方、労働移住とそれに関連する「移民の統合」の問題が政治的論議として始まっている⁽⁹⁾。

庇護策の制限は上述のように、EUだけの特徴ではなく、多くの先進国、アメリカ、オーストラリアでも起こった。これらの制限政策が出現したのは、人権面で改善があったから制限措置が出て来たというより、条約難民の数が1995年以来、世界的に下降したのが、その主な理由である。北の先進国の難民制度は過去20年の間に、大きく変化した。冷戦による東からの難民を歓迎した制度から、南からの人々による難民への庇護申請を排除し管理する「不入境制度」へと移行してきた。先進国の多くでは、庇護申請者の数の増加で、政策の焦点は保護の拡大よりも、庇護の管理をどうするかという問題になった。多くの国々で、難民に戸口を開けたままにすべきかどうか、政策は多文化主義を意味するのかわりで、果てしない議論が続いている⁽¹⁰⁾。そして難民保護は、最低水準にまで優先順位が下げられた。国際社会は難民流出の原因に政治的関心を失ったのか

もしれない。民主的価値と人道的価値が普遍化しているため反対もできず、かといって人数が圧倒的だという怖れの中で、家族再会と、難民の入国許可の扱いが強調されている。その一方では、移民・難民の入国への法的、官僚的、安全保障的考慮から国境管理の維持が強調され、厳しい立法措置が不法移民を追放し、*「経済難民」*を追いつ出すのにとられている。

各国々は巨大な人口流入に直面し、国家のアイデンティティと文化の多元的共存の問題に取り組まねばならない。一方で、生態環境の論議が先進国社会への移民の増大に反対するために使われている^①。多文化社会は必ずしも、彼らの入国政策で寛大なわけではない。多くの政党は、移民・難民へのより一層の制限を約束することで、選挙での票の獲得に強い関心を持ち続けている。

いくつかの先進国社会では今や、二つの移民階層が明瞭に存在している。一つは、家族再会、ハイテク産業や大学等で雇用される高学歴者、金融資産をもつ人など、政策で合法的に入国を認められた人々で、円滑に受け入れが進められる。もう一つは、正規の書類を持たない不法移民や、未熟練の労働者、庇護申請者である。彼らは、今滞在中の在留資格がはっきりしないために、社会的にも、政治的にも、ホスト社会（以下、受け入れ社会、とも使う。同義）への統合がむずかしい。オーストラリアやカナダでは、1980年代からビジネス移民が、高い優先度を与えられた。逆に、貧者にはその手段が利用できず、彼らが今いる国家から脱出すれば得られるかもしれない、現実、あるいは想像上の富をうらやましく思う。他方、受け入れ社会では、移民・難民の様子をめぐって、吸収、編入、同化、統合という言葉で語られる。言葉はそれ自身、複雑で多岐にわたり、曖昧さを持ち、論争中である。

ゾルバーグ (Aristide R. Zolberg) らは、1989年の著書『暴力からの逃亡』(*Escape From Violence: Conflict and the Refugee Crisis in the Developing World*) で、難民移動の主要原因は貧困や低開発ではなく、グローバリゼーションの急速な進展過程による、広範で一般的、永続的な暴力のせいだとしている。グローバリゼーションの概念は、1970年代以降に使われ、政治経済関係、技術、通信手段の急速な進歩に基づく国際的な統合を意味するものとして使われてきた。グローバリゼーションはしばしば、近代主義として言及されるプロセスの最新のものである。

ところで本稿で論を展開する上で、近代という言葉にいくらか触れておく必要がある。いうまでもなく「近代化」という現象は、15世紀にヨーロッパ植民地主義の拡張で始まっている。近代とは、直接的な政治管理だけでなく、西欧の文化価値の流布を通じた、世界の他の部分の植民

地化であった。近代とは、資本家生産と配布制度が統合された形で、合理性という原則に基づき、世俗的な文化とつながってきている。

そうした現代の中で、「人種主義」はグローバリゼーションのこの新しい段階の政治と文化の不可欠な一部だ¹²⁾、という見方がある。人種主義は常に、従属的集団に他者の定義を押しつける政治的、経済的、社会・文化的な権力を意味する。この力は、標的となる種々の集団、場所に応じて異なった形をとり、そして変化する「新しい型」の人種主義である。現代世界を覆う、国民国家とそれに伴うナショナリズムのイデオロギーが勢いを得ている。近年の論議のポイントの一つは、ナショナリズムは自動的に人種主義につながるかどうかである¹³⁾。

本稿は、難民への状況が厳しさを増す中で、恒久的解決策の一つとしての再定住と、その結果としての統合の意味を考えてみたい。本稿での課題は、主に理論的、概念的なものだが、同時に政策志向的でもある。理論と概念を調べることは、将来の研究の方向性を示し、間接的に政策の方向性を指示すると考えられる。

註

- (1) Richmond, 1994, pp.172-173.
 - (2) Castles, *et al.*, 2003, p.43. なお、同じ移民でも東欧移民は、とりわけドイツの問題とみられ、第三世界からの移民は、主にイギリス、フランスの問題とみられている。
 - (3) The International Institute of Humanitarian Law and Spanish National Committee for UNHCR, 1997, p.10.
 - (4) Moraes, 2003, p.124.
 - (5) Boswell, 2003, p.2.
 - (6) Castles, *et al.*, 2003, p.46.
 - (7) The International Institute of Humanitarian Law and Spanish National Committee for UNHCR, 1997, p.9.
 - (8) Boswell, 2003, p.110. EUが包括的政策を立案する上での障害とみられるのは、以下の点である。①EUの共通政策を作る上での方法上の諸問題、②ヨーロッパ協議会、同委員会、同国会の間の政治的緊張、③協力についての加盟国間の意見の相違、④移住問題でEUが介入することへの国民の抵抗への政府側の心配、⑤9・11事件の影響、などである (Moraes, 2003, p.120.)。
- EUの共通政策に対しては、各国世論の強い圧力がある。例えば、④に関しては、イギリスとフランスの間の「サンガット」(Sangatte)危機においてのマス・メディアの報道がある。イギリスに庇護を求める人々は、海峡トンネルのフランス側に近い赤十字のキャンプに収容され、イギリスに入国するために何度も危険をおかして入国行為を繰り返していた。彼らの目的は、入国し不法に滞在すること、フランスよりもイギリスで庇護申請をすることであった。いわゆる「庇護あり」(asylum shopping)である。同様にメディアは、北アフリカからスペイン南部への危険な移住ルートを報じ、また東欧の「サラエボ回廊」(Sarajevo Corridor)やイタリアへの「アドリア海路」(Adriatic Route)を報じた。移民の窮状に同情的な人々と、そうでない人々の双方が、EUによる現行の二国間、及び政府間の行政措置があまり成功していないことを認識するようになった。勿論、この問題へのEU全体としての介入への各国国民の怖れが一方では、協力の進展を妨げていた。

EUがより包括的に移住の原因、すなわち押し出し要因とEU自体の移住ニーズに取り組もうとしたのは、1992年のヨーロッパ協議会（エジンバラ）である。しかし最も重要な最近の動きでの出発点は、タンペレ会議である（*ibid.*, p.119.）。

(9) Moraes, 2003, p.124.

(10) Weiner, p.380.

(11) Richmond, 1994, p.176.

(12) Castles, 2000, p.164. カスルズは、この傾向を「人種主義のグローバリゼーション」と呼ぶ。ヨーロッパ優位を正当化したイデオロギーとして、人種主義は常に近代化の一部であった。グローバリゼーションは初めは、経済的、工業的再編の過程としてあった。しかし1970年代から、投資の形態が変化し、資本家は低賃金国での商品生産のため、工場を海外へと移動した。産油国やアジアの新興国が世界貿易でも台頭した。

(13) *ibid.*, p.169. つまり、人種主義は超ナショナリズムの一つかどうかということである。これに対し、良いナショナリズムと悪いナショナリズムの考え方がある。良いナショナリズムは、国民国家を建設し、被抑圧集団の解放闘争に中心となる軸を与える。悪いナショナリズムは、他国を支配し、国内の少数者を抑圧する。ここでは、これ以上立ち入らないが、人種主義とナショナリズムの関係は近代国民国家を考える上で、中心的な課題である。

1. 保護と再定住…相補う保護機能

1998年、「ヨーロッパ難民・亡命者協議会」(the European Council on Refugees and Exiles, ECRE) は、ノルウェー、フィンランドを除き、欧州諸国は、難民受け入れ人数枠を削減し、中には廃止の国さえもあり、再定住制度への支援が下降している、と懸念を表明した。厳しい審査基準のために、既存の定住割り当て枠がみだされなまま残っているとした。⁽¹⁾

「再定住」(Resettlement) には、重さが同じの三つの目標がある。①保護、②永続する解決策であること、③受け入れ国との負担分担。再定住は、他の二つの解決策、「自発的帰還」、「庇護国定住」(現地統合、⁽²⁾ともいう)とともに、「国際難民機関」(the International Refugee Organization, IRO) の取り決めの前文にある。⁽³⁾ 近年、国際社会ではこの三つの解決策に優先順位がつけられ、自発的帰還が、再定住と庇護国定住よりも、解決策としての優先度が高められた。⁽⁴⁾ 1990年代、再定住は一層、最後にとりうる手段とみられるようになった。⁽⁵⁾ 自発的帰還という方法のみ、解決を依存する現在のあり方には、多くの批判がある。

1980年代まで、状況にもよるが、三つの解決策は恒久的な解決策として、多少とも平等な位置にあった。1983年UNHCR執行理事会決議第29号は、自発的帰還を各国政府に要請しているが、自発的帰還に最も高い優先度を与えたわけではない。1989年の同理事会決議第58号も同様な原則を確認している。しかし1989年のこの決議では、特に自発的帰還が解決策として最初に強調され、これが不可能な時に庇護国定住と再定住がとられるというふうに変更された。

再定住は現在、永続する解決策としては、非常に例外的な個人的状況でのみ、考えられる解決策となっている。再定住を「最後の手段」とすることは、三つの解決策の中で、最も価値が低く必要のないものとして、再定住を位置づけ、解決策の階層化につながっている。いうまでもないことだが、第一次庇護国での解決にあたっては、あらゆる可能性が十分にさぐられねばならない。^⑥ 難民状況はいずれの場合でも、その内部には性格の異なる個人が存在するため、ただ一つの解決策だけでは不十分である。集団、個人の性格に応じて三つのすべての解決策が同時に追求されるのは当然のことであろう。事例ごとに、状況に応じて包括的に取り組まれるべきであり、自国に決して戻れない人々に適切に対応されるべきことは言をまたない。

1991年の第42回UNHCR執行理事会は、国際的な再定住政策の転回点であった。1990年代の再定住活動は、力点がより保護志向となり、数量的には少ない難民が一層対象となっていた。同理事会決議第67号(XII)は、保護と再定住の関係では、再定住を「保護の手段」と再確認した。そして、特別の状況という中で永続する解決策として再定住の役割に言及し、国際的な負担分担の中で、難民の受け入れ枠の確保を各国に呼びかけている。^⑦

再定住が、難民の国際保護と国際連帯の基本的な手段であり、難民移動の短期的な変動に左右されるべきではなく、再定住計画の計画立案とその規模自体は、問題がどれだけ本質的に必要かということによるのは当然である。難民の国際保護は、UNHCRの事業の基礎であり、この委任事項は、1950年12月14日の国連総会決議第428号(V)でUNHCRに与えられている。UNHCRは、再定住に関し、保護への恒久的な解決やその他特別に理由のある難民が、自国への帰還(帰国)も、庇護国でも、効果的な保護を受けたり、また同国へ定住できない時に、最終的にとられ、再定住の決定は他の手段が全くない時や、法的あるいは物理的な安全を永続的に保証する方法がない時に、とられる解決法^⑧としてい^⑨る。つまり再定住は、難民個人が近い将来に帰国できないか、そしてさらに、再定住を通じて保護や統合の機会をもつことが、明らかな時に実施されるとされている。再定住は、人権の保護と特に庇護国での滞在を極度に脅かす時(強制送還、物理的安全への恐れ、恣意的な拘置)に、保護を保証する唯一の手段だと考えられている。1991年UNHCR執行理事会は、各国政府に国際的な負担分担の意味から、受け入れ上限を設定し、一時的なものであれ、再定住の機会を提供するよう決議している。

近年は、再定住の考え方に変化が生じ、国際的な保護の必要な人々の、ホスト国への管理され秩序だった入国手段として、再定住が考えら

れてきている。UNHCRは、庇護が得られなかったり、保護基準が不十分な所では、再定住は難民の保護を確かにする上で、大事な選択肢だと述べている。^⑩

ところで、再定住と「庇護」の関係について、一言触れておきたい。再定住も庇護も、人道的な保護を与えることができるし、全体的な難民保護の枠組みの中で、相補的な要因である。しかし、両者は過程の出発点が異なる。再定住は、国家が前もって、誰を助けるかを決定し、彼ら難民の到着後に、保護を保証する個人を選別する計画である。保護策として、そのみでは不十分だが、包括的な保護策の不可欠な一部である。これに対し庇護は、文字通り、「かばい守ること」である。再定住と庇護の違いが明確に理解された上で、次はより大きな保護制度（定住計画、庇護制度、その手続き、原因国での援助計画）の一部として、この二つがどのように調和するのかを考える必要がある。

最後に、解決策が全く進められない時、国際社会の責任とは何か。人道問題の決議の中で、国際協力の義務はあるのか。定住国は難民の再定住について、各国々の柔軟性の上に、受け入れの原則と計画の詳細を決定し、法的基礎を模索することが適切と考えられる。UNHCRと国家の関係は、「指針」で十分である。再定住は個人への保護手段以上のものであり、それはまた、国家の政治的な意思表示でもある。一つの国での受け入れは、難民に対する各国の国民世論を改善し、世界が国際協力と負担分担に取り組んでいることを他の受け入れ国に合図する意味合いももっている。

註

(1) The European Council on Refugees and Exiles (ECRE), 1998, p.8. ECREは、欧州の60以上のNGOが加盟している。国の中には、これまで伝統的に使用してきた保護基準を捨て、UNHCRが認定した難民を再定住から外す傾向がみられる (Sianni, 2000, p.3.)。

(2) 現地統合 (local integration) は、庇護国社会での難民の同化ではない。「同化」の言葉は、1951年難民条約の中に見られるが、国際社会は常にこの概念を拒否してきた。「統合」は、同化よりも有用な概念で、難民が自分たちのアイデンティティを維持し、受け入れ国の国民と難民の双方が受け入れることができる方法で、一緒に生活できる形で受け入れ社会の一部になることを意味する。現地統合の概念は、よく難民について使われるが、国際法の中に、公式的な定義はない。また、関連する「現地定住」(local settlement)との混乱もある。現地統合は、難民は庇護国で無期限にとどまり、その国に自らの逃亡への解決を求めるという前提がある。必ずというわけではないが、理想的には市民権の獲得が含まれている。他方、現地定住は大量難民の移動に対処する戦略として定義される。庇護国で恒久的な解決を見出すのではなく、あくまで一時的措置である。1960年代〜80年代、アフリカその他の開発途上地域で難民が大規模に流出した時に、この方法は広く使われた。二つの概念は、互いに互換して使われており、関係は曖昧である。比較的少ない事例ではあるが、現地定住で、庇護を与えた国の市民になり、現地統合の前触れのところもある (Crisp, 2004, p.10.)。

現地統合は難民の永続的な解決への過程であり、三つの相関係する面をもったプロセスである。①法的プロセス・・・漸進的に広範囲の権利が受け入れ国から与えられる。②経済的プロセス・・・生活が持続的に営めるよう状況が改善される、③社会的プロセス・・・難民と受け入れ国の国民の双方が関与するプロセス。

このプロセスは、難民が庇護国の帰化市民になり、その結果、国際保護がもはや必要ない時にのみ、恒久的解決となる。しかしこのように、概念を制限的に解釈することには疑問の声もある。その理由は、庇護国での帰化がなくとも難民が広範な権利を取得したり、経済的に自立したりできれば、受け入れ国民と緊密な絆を発展させることは可能だからである。

(3) The International Institute of Humanitarian Law and Spanish National Committee for UNHCR, 1997, p.1.

(4) Crisp, 2004, pp.4-5. 自発的帰還策が多用される背景には、多くの難民は「安全になれば自国に戻りたい」と考えるという援助側の一方的な思いこみと、クリスプによれば、以下の点が影響している。①貧しい途上国での大量の難民による経済、環境要因への否定的な影響、②先進国が十分に負担を分担していないという庇護国側の不満、③地域、国内、域内での安全保障の問題。特に難民の間に武装勢力が混入した時、懸念が増す、④メディアや無責任な政治家による反難民感情の創出、⑤人国管理能力の喪失への恐れとつながった庇護制限への風潮、がある。

(5) Stanni, 2000, p.1.

(6) Crisp, 2004, p.7. 自発的帰還のみだと抜け落ちる点は、①世界の難民の大多数は現在、安全に帰国できない状況がある、②庇護国（多くは途上国）での、難民への長期にわたる生活支援策のみでは、庇護国、先進国ドナーにも難民にも利益がない、③庇護国に定住、もしくは自立が達成できない難民は都市か、他国へ移動する傾向がある。不規則移動は問題を悪化させる、④庇護国定住、自立の推進が状況によっては適切であり、重要な手段になりうるということ、である。

庇護国は、難民受け入れの問題を強調するために難民キャンプを設営し、国際社会や難民機関からの資金獲得を目ざし、メディアの関心をひく場所として、難民キャンプを利用する。時の経過で難民人口が大きくなれば、受け入れた庇護国側は、しばしば膨れ上がる負担に圧倒され、彼らの国内資源が脅かされる。難民はキャンプ内に留め置かれる。かくして、時の経過で難民の地元社会への統合の度合は減じる (Banki, 2004, p.15.)。

(7) The International Institute of Humanitarian Law and Spanish National Committee for UNHCR, 1997, p.5.

(8) UNHCR Resettlement Section, 1997, p.1. 国際保護の手段として、再定住は、難民の物理的な安全を第一に保証している。再定住の過程は、以下の広範な構成要因を含んでいる。すなわち一般的政策目標、人数等の規模の決定、選別目標、選別基準、選別法、選別手続き、選別から出発、到着、最初の数週間と移動、統合と長期的な問題。再定住計画は、外交政策もしくは国内の民族政策のような国内的優先度を反映している。再定住は、保護の手段と恒久的な解決策として重要性がある。

ただし、気をつけねばならない点は、定住計画が、庇護国から受け入れ国への難民の不規則移動の「引っ張り要因」として、働くのを避けることである。

(9) UNHCR Resettlement Section, 1997, p.4. UNHCRによれば、実施にあたり、難民に物理的な安全への恐れや緊急の保護の必要はないにしても、受け入れ可能性、人数、受け入れ能力について、受け入れに関与する全当事者による、事前の評価が行なわれる必要がある。

(10) The International Institute of Humanitarian Law and Spanish National Committee for UNHCR, 1997, p.1. 国際保護の手段として、再定住は難民の物理的安全の保証がまず第一、という点からきている。再定住は、人権保障の唯一の手段であり、第一次庇護国で難民が滞在の際、深刻な危険に直面する時、保護を保証する手段となっている。再定住は、長期化する難民状況の中で、長期的な解決を与え、再定住国への出発に先立ち、難民という地位が決められて、受け入れ国への入国が円滑化される手段となっている。

2. 統合…移民の社会編入

移民・難民の統合の問題が近年、多くの西欧諸国で主要な政策課題となってきた。統合の問題はまた、集団のアイデンティティや治安などにつながる象徴的な問題^①を含んでいる。欧州では多くの国々が、国内の少数者集団の統合の効率性に疑問を持ち始めている。過去数年、フランス、ドイツ、イギリスでは多文化主義と国家のアイデンティティについて熱い議論がかわされた。その懸念は、アメリカでの9・11の結果、イスラム原理主義^②の怖れで悪化した。受け入れ社会での難民の統合は、研究者、実務者、そして政策立案者にとっても、概念的にも、実践的にも、非常に論議のある問題となってきた。しかし用語は定義が異なり、また統合を進める政策も異なったやり方で行なわれているのが実情である。

統合は、移民の吸収についての非常に特有な現代政治の論議に追いつこうとしてきた社会政治理論から出てきた言葉である^③。統合は、古典的な社会学的な意味では、共有された信念・慣行、社会的な相互関係、共通の目標から出てきた言葉である。ここではコーラックの定義を借りて、統合を、「新着民が、統合の目的に対し調和をもちつつ、一定の社会参加が達成できる前に克服しなければならない主要な障害を含む目標志向のプロセス^④」としておく。

それでは、先進国で一般に移民の社会統合に影響する要因は何か^⑤。何の要因が、移民とホスト国民の関係を敵意あるものとするのか、あるいは支援的なものと決めるのか。公共政策はその関係に影響する上で、どんな違いを作り出すのか。

先進国でのこれまでの受け入れ経験では、移民・難民をホスト社会の経済、文化、社会制度、組織に統合させる要因については、いくつかの仮説^⑥がある。①受け入れ社会が移民を社会の永久の構成員とみて、市民権を与える。移民は、市民権と新しいアイデンティティを受け入れる。②移民に子供が生まれた時には、その国の国民とみなされ、同等の教育機会が与えられる。③移民の性格が特に、受け入れ社会の労働市場での流動性にあっている場合。④受け入れ国の経済が活況の時は、移民とホスト国民の競争が減り、移民に機会が与えられる。⑤労働市場の構造が職業的な流動性を求める移民に機会を与える場合。⑥受け入れ社会が、移民社会の文化や価値を傷つけない場合。⑦移民の流れが時間的に十分に分散されるか、その一国からの入国数が少なく、エンクレイブ（民族的飛び地）を長期に存続させるほど、流入が連続しない場合。⑧受け入れ社会が、移民・難民の流入を管理可能だとみなす場合。⑨国家が学校、雇用、住居で彼らとの分離を求めたり進めたりしない場合、に統合が進むと考えられ

ている。次に、簡単に要因をあげてみる。

定住モデル

ホスト国の基本的な状況

(1) 国外要因

(2) 国内要因

・ 政治環境

・ 制度形態と慣行

・ 人口構成とその変化

・ 経済状況

・ 歴史的・文化的特性

・ 社会心理的要因

(3) 介入する変数

・ 居住地区

・ 政治的権利

・ 経済機会

・ 制度の恩恵

・ 文化的許容

・ 社会心理

(4) 政策的対応

・ 短期

・ 中・長期

・ 資金

(5) 介入の態様

- ・ 集団的
- ・ 個人的
- ・ 象徴的

しかるに、現実はどうであろうか。欧州各国での統合過程ではいきづまり感がある。スカーフで顔と頭をおおい教室にやって来るムスリム少女の問題は、フランスで大きな問題となった。賛否の論争が渦巻いた。フランスの世俗主義者は、スカーフの問題は世俗的な学校制度への攻撃だと考えた。他方でムスリムに同調する人々は、公共施設でさえも宗教的独自性を主張するムスリムの権利として擁護した。イギリスでは、ムスリムが政府のキリスト教やユダヤ教の私立学校支援を理由に、自分たちムスリムの私立学校への財政援助を政府に要求した。⁽⁸⁾

フランスは、欧州で移住の長い歴史があり、共和国社会へ移民を同化する能力を誇りにしてきた。フランス・モデルでは、民族や国の違いは第二世代でなくなるとされる。それゆえ、社会的な烙印の根拠は存在しない。同化というこの伝統は、共和制になる以前からの伝統である。フランス革命は、宗教差別を廃止し、国家への忠誠と革命の理念への忠誠にかえることを行なった。⁽⁹⁾

近年まで、多くの移民国での優勢な考え方は、文化的な多様性の問題は、同化を通じて時とともに解決するとされていたことである。この考えは特にフランスをはじめ、まだいくつかの国で支配的な考え方となっている。しかし同化という考え方は、次第に実現することがむずかしくなってきた。移民を今一度、「社会化する」という国民国家の力は、グローバル化の傾向と社会自体の結束が下降することで、随分と損なわれてきている。移民は通信手段の格段の進歩と祖国を頻繁に訪れるようになって、祖国との繋がりや文化を維持しやすくなった。⁽¹⁰⁾ 自国文化への誇りは、同化を容易にするのか、それとも緩慢にするのか。文化的な周縁性は、アイデンティティの変化を速めるのかどうかは、まだ答えられていない問題である。

これまで移民の統合を扱った研究の多くは、主に同化の程度か、経済的状态の向上への構造的障害となる、個人や集団の違いに焦点を合わせてきた。他方、政策論議ではもっぱら、入国許可数とその選別基準にほとんど集中してきた。⁽¹¹⁾ 同化は常に、個人に生ずるが、集団の同化は歴史的現

象として起こっている。その意味で同化モデルは歴史的 분석にはいくらかの有用性があり、あらかじめ指定された単線的な考え方は捨てねばならないが、歴史的に適用可能な理念型の一つとして、適切であると理解すれば、完全に否定することもない。ただ同化モデルは、〈移民―ホスト社会〉の相互作用の理解にはあまり有効ではない。⁽¹²⁾

移民がホスト社会の言葉を学ぶ誘因は何か。より広くいえば、ホスト国民に彼らをより受け入れやすくする行動様式を採るようにさせる誘因とは何か、である。そのために例えば、彼らには何の機会が得られれば良いのか。教育か、住居か、雇用か。UNHCRがEUのいくつかの国で実施した調査⁽¹³⁾によれば、難民の統合の障害とされたのは、①言葉と文化の違いでの困難、②差別、③難民という特別な状況へのホスト国民の理解不足、④庇護申請中は長期にわたり活動を制限されることによる心理的影響、⑤仮の保護は限定的保護でしかないこと、であった。

言葉への同化過程は、一般にもし移民の流れがそれほど大きくはなく、流入が継続もしないなら、同化は急速におこる可能性がある。移民の流れが止まったり、数が著しく減じたりした時には、祖国とのつながりは希薄になり、同化の過程は勢いを増す。反対に、祖国からしかるべく数の人々が継続して流入すれば、彼らはホスト国の言語より、移民の母国語を使うようになり、また情報もたらされることになる。特に新着民が、自分たちを一時的滞在者とみなせば、彼らの新しい国でのアイデンティティ獲得は弱められることになる。祖国が地理的に近く、容易に帰れる場合には、移民は高い帰国率を示し、新しいアイデンティティ形成の速度はゆるむ。

アメリカでは言語の使用は、階級と各集団の力で非常に違ったものになっている。アメリカは民族的に階層化され、文化的には多元的に共存している。その結果として、移民が究極的に同化しなければならないということはない。⁽¹⁴⁾ 低賃金の移民にとって、英語以外の他の言語を話すことが「生き残り」の道となるが、他方、英語を学ぶことは社会的上昇には必要な道である。⁽¹⁵⁾

言語を同化への障害にする場合もある。エストニアでは1991年の独立で、同国市民になるための、エストニア語のテストの合格点が非常に高く設定されたので、ロシア系の人々がエストニア市民になるには、實際上高度の語学力が要求されることになった。⁽¹⁶⁾ 他方、アメリカやカナダでは、帰化のためのテストや市民としての宣誓が、なぜ排除や同化の押しつけとみなされないのか。とりあえずの答えは、テストが市民への道を阻むという性質のものではない事と、両国在住の多くの民族集団は実によく彼らの声をあげ、組織もしっかりとしており、自分たちが見出した差

別や攻撃に我慢しないからだといわれる。⁽¹⁷⁾

受け入れ社会への適応のプロセスは、典型的にはジェンダー関係の再解釈も含め、民族のアイデンティティの選択的な再建を伴う。その際、彼らの心の傷の問題は忘れてはならないであろう。難民経験 (refugee experience) の用語が、強制移動をした人間の個人的、社会的、経済的、文化的、政治的結果を示すために、難民研究の分野で広く使われてきている。一般にも広く知られ、使用されるようになった「心的外傷ストレス症候群」(PTSD) の診断は、難民とならざるを得なかった過去の迫害やトラウマの経験だけではなく、恥辱、孤立、拒絶とも関連する難民の苦難を無視している。難民経験は、逃亡前、逃亡、一時定住、再定住 (もしくは帰国) のおおむね四段階に区分される。移住・移民の統合の理論はまだないが、統合に含まれるプロセスの理解は改善されてきている。この用語の使用は分析にあたり、難民自身がその中心であることを強調している。⁽¹⁸⁾

ホスト社会で、難民が近隣に対して自分を分離してしまうのは、難民やその子弟が社会の他の人々と同じ教育を受け、自らのコミュニティ外に雇用を見い出す時、同化の障害にはならない。しかし、教育と雇用が制限され、それが原因で発生した自己分離は、状態を長引かせ、しばしば移民・難民の間、そして時には他の様々な移民集団との間に摩擦を生じている。民族ごとに異なるアイデンティティ、そしてエンパワーメントの問題が明らかに存在する。移民・難民受け入れのパターンが国ごとに不ぞろいな中で、統合の現状を理解する上で重要な問題となってきたる。

・統合への要因

定住と統合は、社会的ネットワークの形成・確立とともに、以前の社会的絆の喪失を認め、あきらめて受け入れ、傷をいやすプロセスである。受け入れ社会の統合制度がもつ特徴は、難民との社会相互作用の型、様式と、難民を取り巻く社会との相互作用の質を決定する。統合の評価と、統合を推進する政策の開発には、種々のプロセスを経験に基づき調べ、社会参加の度合とその相互関係を調べる必要がある。

ここで、イタリア・ローマでの旧ユーゴ難民の定住を調査した、コーラック (Maja Korac) の事例を取り上げてみたい。イタリアでのエンパワーメントの主要な源の一つは、「働く権利」であった。

「どんな種類の仕事にかかわらず、ここでの労働は私たちをより良く感じさせる」(37歳ボスニア女性、ローマでNGOに雇用)¹⁹⁾

「ノルウェーにいる私の友達は今働けないという。過去二年間、友達はいくつかの職業訓練を始めた。しかしそれ以外は過去の話に閉じこもっている。ここ(イタリア)で新しい生活を始めたのは良かったと思う。すぐに仕事を始めれば、過去に生きることはない」(同上)

定住国で、難民の適応戦略が成功するには、労働が重要だが、ここでの難民は働く権利を一番評価している。ローマに定住した旧ユーゴからの難民には1990年代、イタリア政府からの援助計画が何もなくあった。イタリアでは、難民のニーズを満たす組織的な支援体制が何もなくあったので、ローマでの定住では難民個人の技術・技能や資源に大きく依存した。この状況は定住の過程、特に初期の段階で、難民の文化と受け入れ社会の文化の間でかなりの困難を引き起こした。難民は、現地イタリア人と自発的に個人的な出会いを行なった。こうした出会いの形式は、難民の適応力の強化に役立った。また彼らの主観的な生き方に影響を与え、統合過程で生じる数々の問題の埋め合わせとして働いた。²⁰⁾ 政府の統合政策と定住援助が存在しなかったことが、難民を独立させ、自給の質を高める方法に影響を与えた。それはまた、難民とホスト社会との相互作用と型、以下に述べる民族の境界をこえた関係・接触を決定する。

逆に、難民の定住を容易にするために、何らかの形の援助計画があるところではどうであろう。一国の統合計画はしばしば、統合や平等の価値よりも、難民と不平等な力関係をもつ計画側の権威の上につくられている。政府や政策立案者が、統合の目標を定め、それを受け入れた難民に押しつけるトップダウン方式は、難民の統合を進め、その成功の度合を測るうえで広く認められるアプローチとなっている。そうした状況の中では、受け入れ社会側のカギとなる案内人である、社会福祉関係者も難民たる少数者との関係で、上下関係という構造的な枠組みの中に留まらざるを得ない。この関係は、個人では到底打ち勝つのが困難な構造的限界をもっている。²¹⁾ さらに、文化摩擦の概念が曖昧だと、計画は統合過程の中にある難民のストレスを強めるかもしれない。そうした概念は、受け入れ社会の文化の概念を通常、上位と位置づけ、文化の妨害者となるかもしれない。

イタリアの事例では、旧ユーゴからの難民たちは、カリタス支給の無料の食事配給に頼らず、自尊心の維持の方を選ぶ傾向があった。尊厳の重要さが、彼らを生き続けさせた決定要因だと、難民は強調する。²²⁾ 難民が解決を見出し、自給を達成するには自尊心が大事なことを示していた。

さらに、ホスト社会への適応で、難民の態度を決定づける要因の一つは、彼らが社会的、もしくは政治的に自らが拒否されたかどうかである。難民は、もし彼らが帰国できないと知るならば、新しいアイデンティティを得る機会をつかもうとする。⁽²³⁾

「ボスニアを逃れたのは、一つには徴兵される怖れです。そしてその多くは対話の余地のない集团的狂気のためです。最初、情報を分け合い、経験を分かち合う必要から、旧ユーゴからの難民と連絡をとりました。しかし時がたつにつれ、小さな範囲の仲間たちとの接触を減らしました。イタリア人とつきあい、彼らの間でより良く感じるようになりました」(33歳独身、ボスニア出身、1992年からローマに在住)⁽²⁴⁾

「社会に統合されるようになる唯一の道は、地元の人々と接触することです。自分自身のアイデンティティに自らを限ってしまうことは、外部にあるものの受け入れを妨害します」(38歳セルビア男性、1992年からローマ在住)⁽²⁵⁾

同胞以外の人々との社会接触は、民族の境界を超え、「民族政治」のしがらみに打ち勝ち、それから抜け出す上で、好ましいやり方である。これが、第一の要因である。この事例はまた、個々の難民の生活再建のプロセスは、ホスト国民であるイタリア人との非公式の社会的相互作用で促進されることを示している。同輩集団外の人々との社会的な意志疎通が外向きの思考を育み、過去につながる問題のいくつかに打ち勝つ助けとなる。この必要は、近隣で、仕事場で、その他の社会状況で、イタリア人との緊密な結びつきを作ろうという彼らの意識的努力によって可能となった。難民に対し主流社会が開放的だったことが、イタリア人との社会接触の範囲と質を高めた。⁽²⁶⁾ 主流社会と空間的、質的に、社会的接触ができることは、より広い社会は自分たちと相容れない閉じられた社会ではなく、到達不可能な社会でもない。難民が主観的に感じることにつながる。この主観的感覚が個人の亡命状況の評価に前向きに働き、一般に低くみられる彼ら難民の社会的役割だけではなく、職種での不満足を補う傾向がある。地元民と自発的に、個人的に出会い、接触することは、難民がホスト社会について学ぶ重要な方法とみられる。出会いが自発的だということは、学習そして態度の変更、新たなアイデンティティの形成は相互的で、難民にも地元民の双方にも互いに影響を与えるということを難民自身が知覚することが重要である。

ただし、この事例で注意しなければならないことは、状況への主観的な感情を育む上では、彼ら難民とイタリア文化との間に親近性があったことである。文化の適合性の知覚、もしくは自国とホスト社会の間の文化的距離が非常に近いことがあった。難民にイタリアの生活様式とイタリア

への積極的態度があり、地中海国家として自国と同じように感じられたことがある。²⁷⁾

統合の第二の決定要因は、難民が社会への編入を望むかどうかである。再定住した国（受け入れ社会）を単に、祖国での暴力や迫害からの一時的避難場所として考えるなら、彼ら難民は、同化・統合の中心となるプロセス、彼らのアイデンティティを再確立するプロセスを辿ろうとは思わない。²⁸⁾ 難民が「経験をどう感じるか」ということが、よく使われる適応の客観的な指標、例えば雇用、所得、言語能力と同じ位重要である。統合の分析は、住居、教育、雇用、社会経済、社会的流動性のような測定可能な変数の調査ではなく、むしろ特定の状況、場所、時間の中で、特定の集団の人々のニーズ、目標、規範で作られるプロセスの探求である。現地語の習得への希望は重要な要因だが、それだけでは不十分である。難民が、自分は何国人だと宣言する新しいアイデンティティの感覚を獲得する準備があるかどうかである。

一国での定住では、しばしば良きにつけ悪しきにつけ、成功²⁹⁾ という言葉が多用される。その判断基準が明確に調べられねばならない。難民個人の価値や優先度は容易には外に出ないし、あまねく受け入れられるわけでもない。成功か否かの評価では、外部者の評価とともに、人たちの評価も含まねばならない。²⁹⁾ 彼らの定住場所で、難民のニーズが中心だというのが、社会の一員となる上で重要である。政府の政策、国民の態度、外部の条件の何が一体、移民に統合へ前向きな気持ちにさせるのかは、複雑な事柄だが、統合されたいという望みがプロセスの重要な特徴である。主流社会との日々の社会的接触と社会へ包摂された感覚が、国家の制度とより広い大衆の次元での排除の経験を和らげるかもしれない。しかしそうした認識も、難民集団が共通してもつ強靱性の認識でつりあいをとる必要がある。難民には人間としての強い適応能力がある。強制移動の苦難に対抗できる資源が彼らの中には存在する。そうした能力の認識に、援助側が失敗することがよくある。

繰り返しになるが、個人の満足度と、統合が成功したかどうかの評価は、個人の職業的流動性のような容易に測定可能な指標を超えて、主流社会との社会的リンクの質や、どの程度繋がりが強いのかという指標を含むものでなければならない。統合は、決して連続的でもないし、一つだけのプロセスでもない。受け入れ社会は一枚岩ではないので、その社会の様々な部分で発生の形態が異なり、多様な結果を持つ可能性があり、互いに重複する一群のプロセスである。統合は、個人と集団が相互作用し、変化する、長期の特定できない期間を含むプロセスである。しばしばこのプロセスは生涯にわたる。

註

(1) Boswell, 2003, p.8. 一国内での様々な移民集団の間の社会的流動性、移民の子弟と地元子弟の間の社会的流動性の違いは、いくつかの要因の結果である。例えばその要因とは、教育と雇用での差別、どれだけ教育を重視するかを含む、移民社会の性格、向上心の程度、自己尊重の自覚、家族や社会の構成員間の相互扶助、その他容易に見出し得ないが、差別への強靱性など、が考えられる。一つの集団の成功と他の集団の失敗は、集団が違ふことの結果なのか、課された機会や制限による違いなのかは、まだ未解決の問題である。

(2) Korac, 2003, p.398.

(3) Weil and Crowley, 1999, p.100.

(4) Korac, 2003, p.401.

(5) ウェイナーは、次の三点をあげる (Weiner, 1999, p.375)。①移民を社会に組み込むことへのホスト社会の快い気持ち、②新しい社会への移民の関与、③労働市場の構造、である。換言すれば、移民・難民とホスト国の国民の関係に影響するのは、どんな入国政策と定住政策が採用され、そしてこれらの政策が移民・難民の統合にどう役立つかである。まず第一は、社会が喜んで編入・吸収するかどうか、第二に、付与された法的地位と新しいアイデンティティで、社会の一員になることを移民・難民自身が望んでいるか、第三は、経済活動のために労働市場の隙間を移民・難民が見つけられるかどうか、である。

(6) Weiner, 1999, p.388.

(7) Weil and Crowley, 1999, p.100.

(8) Weiner, 1999, p.384. この状況から、緊密に関連する二つの現象が出てくる。少数民の人種 (民族) 化とコミュニティの形成である。「人種化」は全ての排除的事柄が結びついた結果生じる。人種差別、暴力、地理的隔離、経済的不利益、そして社会的排除が全て目にみえる人種集団を作り上げる。人種化は、社会的に孤立した少数者集団を非難し、社会への脅威とみなすことで、さらに非難・攻撃の段階をあげる。

(9) Weil and Crowley, 1999, pp.101-102.

(10) Castles, 2000, p.198.

(11) Bach, 1993, p.158.

(12) Heister, 1999, p.125.

(13) UNHCR Bureau for Europe, 2007, p.62.

(14) Richmond, 1994, p.113.

(15) Bach, 1993, p.166.

(16) Kymlicka, 2003, p.197.

(17) *ibid.*, pp.196-197.

(18) Ager, 1999, p.2.

(19) Korac, 2003, p.408.

(20) *ibid.*, p.398. 以上の大事な点は、統合政策の不在の問題、この政府の介入なしの問題が、難民自身にどう認識されたか、であろう。それが統合への難民の態度や適応戦略をどう形作ったかなど、時間、空間を越えて、難民自身が社会関係の構築、再建をする中で、人道機関の介入の重要性を示す例となっている。

(21) *ibid.*, p.401.

(22) *ibid.*, p.402.

- (23) Weiner, 1999, p.382. 事例は、沢山ある。19世紀後半、20世紀前半のアメリカへの東欧からのユダヤ人。ロシア、トルコからのアルメニア人。トルコからのギリシア人。イランからのバハイ教徒 (Bhais)。ウガンダからのインド人の例などがある。
- (24) Korac, 2003, p.414.
- (25) *ibid.*, p.413.
- (26) *ibid.*, p.415.
- (27) *ibid.*, p.414.
- (28) 1999年、クンズ (Egon F. Kunz) が提唱した、majority-identified と events-alienated refugees を発展させたゾルバーク (Aristide R. Zolberg) らの political activists, target minorities として victim group がある。大別して、最初の二つの難民の型は、密度の濃いコミュニティ組織を作り、国境を越えた強い繋がりを持つ。そしてホスト社会での統合よりも自国志向を優先する人々である。次に最後の victim group 型は、それとは全く正反対の人々である。自国との関係が切れ、統合という形がグループにとっても重要となる。彼らは、ホスト社会で差別と周縁化を経験する可能性がある (Griffiths, *et al.*, 2005, pp.17-18.)。
- (29) Hirschon, 2000, p.408. アフリカでの強制移動民を調査したスカダー (Thayer Scudder) も「成功とは、研究者だけではなく、定住者が認め、かつ文化的、環境的、経済的、制度的、政治的に持続できる方法で、定住者の生活改善ができることである」と述べている。

3. 市民権と国籍

人の国際移動が世界的に一般化し、現代の都市と各国家内には様々な民族の人々が生活している。「市民権⁽¹⁾」の意味について、根本的な問題が生じている。市民権と国籍の間の繋がりが、くずれ始めている。主要な移民国は近年、移民の帰化法を変更、移民に帰化を容易にし、子供には市民権を与える傾向がある。二重の市民権も出てきている。これは事前に文化的同化の要求の緩和である。大半の西側民主主義国家は、市民権取得のあり方を再考している。これらの国々では移民が増大し、移民がしばしば祖国と緊密な繋がりをもっている。市民権へのこの事実のもつ意味とは何か。国境を越えた移住とアイデンティティの時代に、国民に特有の市民権は、あまり重点をおくべきでないのか、再評価されるべきなのか、がある。過去半世紀、民主的な国民国家のあり方が、益々グローバルな規範となってきた。その中で、勿論、原則と現実の間にはギャップがあるが、人々は憲法や法による権利と義務をもつ市民と定義されている。一国に組み入れられる移民の思いは、特に自分たちの子供に市民権が容易に入手できるかどうかにも大きく関わっている。出生とともに市民権が得られるのは、無条件の平等である。帰化を促し、その国で生まれた移民の子弟に市民権を与える国に、摩擦がないわけではないが、一般に統合はより円滑であり、特に第二世代にとってはそうである⁽²⁾。

市民権を考えるにあたり、まず大事な点は、受け入れ制度と移民・難民の間の「社会契約」の状況を明らかにすることである。社会契約は、移

民・難民に何を期待し、代わりに制度で移民・難民に何が約束されるか、つまりどんな条件下で移民・難民が入国するのかを、明確にすることである。社会契約の考えは、入国管理法とそれに続く政府の諸政策の中に埋め込まれている。一般的な意味で、政府の移民政策には、主に次の三つの形態がある。①限定された期間のみ、労働市場で一時的地位が認められ、最小限の福祉給付金が支給される。②移民は無期限に居住を許可され、権利も多く与えられるが、彼らとその子弟に市民権は与えられない。③移民と現地で生まれた子供には、市民権が与えられる。

現在、いくつかの国では、長期の居住者にはいくらかの市民権が与えられているが、全てではないという形での、「擬似市民権」の制度が作られている。例えば、外国人は地方選挙での投票はよいが、国政選挙は不可といった具合である。そうした方策は、移民の法的、心理的安定を改善するかもしれないが、民主主義の一貫性という原則とはあい矛盾する二つの層の市民権を作るので、根本的には、不安定である^③。

難民条約の第34条は、難民の同化と帰化を勧めている。社会経済的な統合を既に達成した難民に、帰化の機会を含め、法的地位と永住権が与えられるべきだと考えられている。移民が市民権、社会権を持てば、次には政治的権利を要求できる、より良い位置にたつ。市民権はその意味で、移民とホスト社会の相互作用のプロセスを知る、一般的な分析枠組みを提供する。市民権はまた、社会に十分に編入されていない人、もしくは排除された人にとっての争い対立の源であり、市民権は社会運動の基礎となり、社会運動組織の活動を行う根拠となっている。

各国々が外国人に市民権を与えるやり方は、移民とホスト国民の間の軋轢の状況・程度で、著しく異なっている。これらの相違は、部分的には帰化と市民権法に関連している。国家の市民権に対する政策は、帰化率にも直ちに反映される。移民が市民権を取得する上での困難さは国により異なるが、一般に北欧諸国が一番やさしく、反対に費用と時間がかかり困難なのは、スイスとドイツだといわれている。ドイツは自身、移民受け入れ国とは考えておらず、ドイツ生まれの移民の子弟に自動的に市民権は与えることは^⑤ない。ドイツ法では、帰化は10年滞在すれば可能だが、権利ではない。当局が市民権を付与するか否かの裁量権をもっている。オランダでは、第三世代のみが出生で市民権を得るが、移民が市民になるにはいくらかの困難があり、5年の滞在とオランダ語の知識が試される。フランスは、国籍を血統や出生とは関連づけず、フランス文化を身につけたかどうかによる。フランスでは同化は全的なものである。同政府は移民の言葉や文化を是認するのではなく、移民がフランスの言葉を習得し、歴史を学び、フランス的価値を認めることである。フランス生まれの移民の子弟には市民権を与え、帰化への制限はやや緩やかである。^⑥イギリスでは、市民権は元来、非常に開放的であったものが次第に同化主義と人種的偏見をもったものになってきている。二重の市民権は認められている

が、移民によつてはイギリスの帝国としての過去が帰化の問題と、イギリスへの忠誠の問題を複雑にしている。⁷

カナダでは市民権は、1960年代以降、より開放的になってきた。それは、二重の市民権の受容や多文化主義という公的政策に反映されている。アメリカは移民に開かれた国のモデルとして知られるが、カナダの市民権はアメリカよりもっと進歩的である。⁸ 帝国主義の過去をもたないカナダは、移民が帰化を通じてカナダ人になることは、同化の最初の一步とは考えられていないし、以前の国民としてのアイデンティティの放棄とは考えられていない。カナダ人になることは、唯一のアイデンティティではなく、受け入れられた移民は二重のアイデンティティをもつことが認められている。⁹ カナダという国へ忠誠を誓うことは、以前の敵国や宗主国へ頭を下げるのではなく、どの移民集団もカナダの市民権を取得することができる。それゆえ、二重の市民権や二重の忠誠は、政府にとつても移民にとつても、比較的議論の対象にはなっていない。

アメリカへの移民は、市民になることで事態が始まる。5年間居住し、英語の読み書き話しのテストと、アメリカ憲法と歴史の簡単なテストに合格すれば、市民権が与えられる。アメリカでは5年以上居住する移民の約2/3が帰化している。アメリカ法は、現地生まれの子供には自動的に市民権を付与している。¹⁰

オーストラリアの白豪主義は1972年に終わり、それ以降非差別的な移民政策がとられてきた。投票権以外の全ての権利を移民に与え、3年居住の後には、帰化が可能である。国民の23%以上が外国生まれである。アラブの石油産出国は何百万もの出稼ぎ労働者に、アラブ人もアジア人も問わず、市民権を与えていない。

イスラエルからのパレスチナ難民とその子供たちは、中東ではヨルダン以外は、市民権から排除されている。ドイツは、トルコからの移民は市民になりたいと思わないので、ドイツが国籍法を自由化する必要はないという。¹¹ しかし、排除政策があることから、ドイツは外国人の市民権獲得には気が進まないことを意味している。

アメリカでの市民権は、先述のように比較的論議にのぼらない。アメリカでは、移民に容易に市民権が得られることで、移民とホスト国民の間の軋轢はない。アメリカの政策は大方の西側諸国と比較しても、非常に開放的だが、カナダ、オーストラリアほど開放的なわけではない。しかし、アメリカ人は一般に他国と比較はせず、むしろ自分たちの過去の政策と現在を比べ、現在がより開放的になったかどうかで判断している。二重の忠誠は受け入れていない。¹²

軋轢があるのは既にみたように、近年の経済不況と東欧、第三世界からの庇護申請者の流入数の高まりがあった、欧州である。西欧諸国はどこ

も移民の停止を要求する反外国人の右翼政党が出現している。彼らは難民を除外し、移民とその子弟への市民権を否定する。国によっては、移民の強制送還を唱える所もある。

カナダには、移民が市民になることは良いことだという認識が広くいき渡っている。移民が市民になり、心理的、法的な地位をもち安定を得れば、より一層地域に根をおろすようになり、地域社会の役に立ち、子供たちの統合に気を配り、語学や社会資本に投資するようになる。こうして、カナダ人としてのアイデンティティと忠誠の感覚を持つと考えられている。カナダでは、帰化は移民へのより大きな保護を与えるとみられるだけではなく、移民に投資した社会の投資を守ること¹³と考えられている。市民権は、統合過程の中で、最終点ではなく、中間点とみられている。市民権自体を、入国した何年か後に初めて達成した統合の「ご褒美」とみるのではなく、むしろ統合を始めようとする人に信頼をよせるものであり、それが彼らの統合を一層勧め、可能にする¹⁴と考えられている。

市民権はおそらく究極の目標であり、受け入れ社会での統合を測る有力な目安であろう。市民権は、受け入れ社会の市民的、政治的、経済的、社会的、文化的な諸権利の法的な保証なので、正式な一員たる指標とみなしうる。市民権は、移民にとって、願望の強い法的地位であるが、こと統合と活発な社会参加という難民概念から観察してみると、必ずしも十分な政治的参加の必要とはそれほど関連していない。むしろ市民権は、旧ユーゴ難民の場合には、以下のように自由に旅行したり、国に受け入れられたと感じるようになる、純粹に実際のな事柄と理解されていた。

「どの国家に今、属しているのかは全く実用的なことです。どの国に属しているかとは感じませんが、どこかのパスポートは持たねばなりません」(25歳のボスニア男性¹⁵)

この場合、市民権とは、彼らが失った安全の感覚と移動の自由の再取得を意味する。帰化は、難民の地位の停止につながる統合プロセスの法的側面に結末をつける。EUのいくつかの国では、帰化申請できる期間や手数料を減らし、祖国の市民権からの離脱の要求を取り除いたところもある¹⁶。しかし、多くの移民は、受け入れ国の正式の市民となることに気が進まない、という現実も一方にある。自国の政治的市民権を捨てることに乗り気ではない。そのため、帰化しない移民には、例えばスウェーデン、ノルウェー、オランダ、アイルランド、デンマークのように、地方での投票権の拡大や、二重の市民権の取得を許可するなどして帰化を奨励し、帰化することなく政治的権利が与えられている¹⁷。帰化は平等と社会参加へ向けての単なる一つの道である。前項で述べたローマ在住の旧ユーゴ難民の場合には、市民権の問題は、純粹に実際的もしくは身の上の安全上

の事柄とみられ、国家への所属とは考えられていなかった。¹⁸⁾ 社会の一部となる必要を感じ、それを受け入れることは、必ずしも政治分野での参加の必要とは関連していない。市民権や国籍取得という政治制度での厚遇は、移民やその子弟が政治制度に統合されるかどうかと、移民とホスト国民の間に軋轢が生じるかどうかとを決める唯一の要因ではないにしろ、しかし明らかに最も重要な要因の一つであることはまちがいない。

人の移動を裏から支えるグローバリゼーションは、どこにも所属しない市民を国家にどう包摂するかで、新しい形を作りだすことが必要だった。所属するという概念は、国民国家に所属するという観点よりも、むしろ国境を越えた用語で最も正確に概念化できると考えられる。受け入れ国の制度が、移民を永久に外国人とし、市民権を否定する限り、移民は自分たちのアイデンティティにすぎりつこうとする。自分のアイデンティティを変更する気持ち、あるいは少なくとも第二のアイデンティティをつけ加える気持ちは、おそらく強い痛みを伴う心理的経験¹⁹⁾だが、その反面、永年の重荷がとれ、最も気持ちが解放されるものでもある。この変更という心理は、第一に移民を受け入れるホスト文化で形作られる。

今日の移住世界の中で、「国民に特有な市民権」という全体的考えかたは、益々すたれて行く可能性がある。今後はおそらく、国際法と人権基準に基づいて権利や責任を与える新しい方法を開発する必要がある。これは移民が、国民たる市民になったり、なるべきだということを必ずしも意味してはいない。移住、そして市民権と民族的・文化的多様性の受容が必要になっている。国際的な移住の時代に市民権を再評価するには、市民権という政策の基礎に頼るだけではなく、移住と多文化主義へのより広い態度が必要である。市民権への強い世論の支持を得るには、移住と多文化主義へのより強い合意があるかどうか次第である。次に、それを述べる。

註

- (1) 市民権 (civil rights) とは、個人の自由と不可侵、表現の自由、宗教の自由、国家の不法行為からの保護 (投獄、強制労働、法の前の平等。ジェンダー、出自、人種、言語、信条に基づく差別の禁止) である。他方、政治的権利 (political rights) は、投票、様々な地位の公職につく権利、集会・結社の自由、情報取得の自由がある。また社会権 (social rights) とは、労働権、教育や労働などでの機会の平等、福祉便益の資格受給。失業保険などの社会保障と社会サービスを指している。
- (2) Weiner, 1999, p.381.
- (3) Castles, 2000, p.195.
- (4) Weiner, 1999, p.379.
- (5) *ibid.*, p.378. ドイツには公式の移民政策はなく、歴史的に文化の共有が重要とみられ、市民権は共通の血統で定義され、多文化主義の要求は移民集団の利益にはつながらない。むしろ害になることさえあるかもしれない。

- (6) *ibid.*, 1999, p.379. フランスは、イタリア、スペイン、ベルギーから19世紀後半、沢山の移民を吸収した。フランスは、自身を移民国とはみていないが、兩次大戦の間に、ポーランド、チェコスロバキア、ウクライナからのスラブ人移民が流入した。
- (7) イギリスでは、ゲストワーカー計画は一度もなく、移民は一般に英連邦諸国から入国した。今日、外国生まれの人のかなりの部分が市民である。
- (8) アメリカでは、市民権申請までの期間が3年ではなく5年と長く、語学テストの成績がより要求される。二重の市民権は公式には認められていない。語学教育への公的資金は少なく、帰化への公的キャンペーンもない。多文化主義への関与が少ない。一方、カナダでは、公的資金の助成や市民権取得促進キャンペーンや公的援助による語学学級など、奨励措置がとられ、移民が支援されている。公的支援は、市民権の内容を具現化する手段であり、その国の外国人への姿勢が包摂的か、排除かのカギとなる。エストニアでは、政府がロシア系住民にエストニア語の学習に資金を出さず、EUからの語学訓練学級への資金助成も初め断ったが、後に受け入れた (*Kymlicka*, 2003, pp.197-198.)。

- (9) *Kymlicka*, 2003, p.197.
- (10) *Weiner*, 1999, p.380.
- (11) *ibid.*, p.382.
- (12) *Kymlicka*, 2003, p.200.
- (13) *ibid.*, p.199.
- (14) *ibid.*
- (15) *Korac*, 2003, p.416.
- (16) *UNHCR*, 2007, p.62.
- (17) *Heisler*, 1999, p.131.
- (18) *Korac*, 2003, p.416.
- (19) 例えば、フランスでのアルジェリアからの移民、日本国内の韓国・朝鮮人移民のケースでは、移民組織の中には、帰化という行為は本国への裏切りだとしている (*Kymlicka*, 2003, p.201.)。

4. 多文化主義と社会的な民族多元性

「多文化主義」の問題は、この概念自体が十分に定義されないまま、政策として政治的に論議され、話題をよんできた。この政策の支持者は、多文化主義は移民集団に自分たちの言語、文化、独自性、特に歴史を維持させるようにし、奨励さえもし、結束した政治勢力として働くことを可能にする。かくしてホスト社会の言語を学習するのではなく、自分たちの言語・文化の独自性を維持する手段として、二言語教育を施すよう政府に要求する。また、移民社会に自分たちの代表を立法機関に送るよう勧めるようにする。一方、批判者たちは、二言語教育では国民の間に、分離感情をおこし、その結果国家の政策への反対につながるという。また教育の分離は、労働市場で移民の子供たちが周縁化されると懸念を表明する。さらに、立法機関に自分たちの代表を送ることは、選挙で選ばれる代表者の構成を拡散させ、そのため政治家が少数民族から選挙協力を引き

出そうとして不必要な努力を強いることが、マイナスだという。

カナダ、オーストラリアは移民国の中で、多文化主義を特別の政策目標にしている。両国とも、多文化主義へ転換した理由は、以前の同化政策が失敗し、それへの対応から出て来た。^①カナダ、オーストラリアでは政府が、自国の言語と文化の伝統保持という従来の考え方から、今度は人種主義と闘い、より良い社会関係を推進する多文化主義へと重点を移動した。歴史的にみると1980年代、両国は将来に発生するかもしれない国家の統一の上での分裂という危機に直面していた。民族ナショナリズム、少数言語民族の集団的権利、地域自治の一層の高まりが両国の国家としての統一を脅かしていた。^②オーストラリアはカナダより同質性が高いが、特にカナダで問題は深刻であった。カナダの多文化主義は、例えばケベック州で一層強まる分離主義運動への政府の公式的な反応であった。ケベック州は言語的、文化的共存にこれまで関与したことがなかった。民族の緊張と人種主義は、オーストラリアでも顕著であった。1984年3月、ロータリークラブでのブレイニー(Geoffrey Blainey)演説は大きな話題となった。彼はアジアからの移民数が多すぎ、政府の政策は世論を否定しており、オーストラリア社会の社会的調和が、伝統的制度や社会制度とともに脅かされているとした。これより先の1973年、グラスビ移民相(Al Grassby)により採用されたオーストラリア版の多文化主義は、第一世代の移民を統合し、彼らから選挙で支援を得るというカナダの政策よりも、その必要性がより高かった。この傾向は、1978年のガルバリ報告(Galbally report)で一層強められた。同報告は、移民の到着後の計画と種々のサービスを見直したものであった。そして1980年代初期には、民族の多元的共存と少数者の社会公正という広い問題へ移っていった。

ところでオーストラリアとカナダは確かに、「多文化」と特別に定義された教育的、社会的政策を採用している。しかし、そうした政策や計画が、実際には何を意味するかについては多くの不確かさと論議があるのも事実である。ある人は、カナダを「mosaic madness」と表現する。公的な二言語主義と多文化主義が、国民の不和、国家統一の欠如と共通目標の無自覚に結びついたからである。^③多文化主義の計画は、オーストラリアでは1986年に政府の関与が後退した。しかし多文化主義は依然、政治的レトリックの重要な要因として残っている。^④多文化主義の概念に固有な矛盾とジレンマは、多文化主義を超えた政策を考えるように仕向けている。

多文化主義の用語は、欧州では1980年代に流行した。欧州では多文化社会の考え方は、政策立案者から出たものではなく、左翼的知識人や移民への支持者から出て来ている。多文化主義政策は元来、オランダ、ドイツのような国で採用されたが、これらの国々ではこの政策を帰化と市

民権に結びつける活発な動きはみられなかった。ドイツでは1970年代、移民やその子弟への教育論議がおこった。ドイツ政府の「ドイツは移民社会ではない」という、たび重なる主張にもかかわらず、専門家の中には、ドイツは既に多文化社会だという人もいる。⁽⁵⁾ イギリスでは、移住と多文化主義に対して、目に見える形での公的な強い関与はなかった。政府や多くの公共施設内で、事実上の多文化受容の形がみられるが、多文化主義への法的関与はない。多文化主義を公けの政策にすることには抵抗があった。多くの人々が、1950年代、60年代、極めて多くの非白人系移民に入国を許可し、自動的に市民権を与えたのはひどい誤りだったと感じている。⁽⁶⁾ 批評家の中には、イギリスは多文化主義への関与を放棄し、同化という古い目標に置き換えたという人もいる。政府は公式にこれを否定している。⁽⁷⁾ 反対に、移民社会のカナダ、オーストラリア、アメリカ、イスラエルは、移民に一定程度の文化的自主性を与えている。

移住、市民権、多文化主義は三つの足の椅子だといわれる。⁽⁸⁾ 一つが他の二つの足を弱めたり、支えたりする関係である。この見方からすれば、カナダは移住と多文化主義への強力な関与があり、イギリスは市民権は採用したが、あとの二つの足はなく、より不安定で、議論が分かれている。イギリス政府は、多文化主義の用語を避ける決定にはじまり、多様性を認めることには殊の外、慎重である。⁽⁹⁾ ドイツはゲストワーカー時代の労働移住で意図せぬ結果を生じたことから、多文化主義を事実として受け入れることには多くの面で消極的である。⁽¹⁰⁾ 民族集団や民族的独自性が単にあるだけでは、多文化主義とはいえない。多文化主義の議論の多くはまだ、イデオロギー段階にとどまっている。オーストラリアとカナダの急進的な研究者の中には、多文化主義を資本主義を維持するため、階級の上に民族という概念の優先を主張するイデオロギー的な工夫だ⁽¹¹⁾ といって批判的にみる人々もいる。

文化の多元的共存を受け入れたからといって、一般には支配文化の優越性の考え方と矛盾するわけではない。少数民族集団の文化へ寛容さを持つことは、支配的文化の優越ということを意味する。しかしこれが、自分の価値や文化を維持できるからという一方で、力のない少数者の周縁化に到るなら、少数者たる当人たちは不平・不満を言えなくなる。福祉措置があり、平等な機会を与える政策にもかかわらず、黒人の生活が良くならないのは、それは政府が悪いのではなく、彼ら自身の過ちのせいにされてしまう。それゆえ、文化の違いを強調する主張の危険な点は、カースルズらによれば、従来言われ、批判されてきた生物的優先をいうことなしに、人種主義を新たにまた正当化できる密かなイデオロギーとなる点⁽¹²⁾ である。新しい人種主義は、「人種なき人種主義」である。

民族の多元的共存（多文化主義）が、移民のホスト社会への編入で中心概念になっている。理論的には訴えるものがあり、異なる民族と宗教集団からなる複雑な社会の建設という好ましい目標のように見えるが、概念それ自体は、まだかなり曖昧で、多文化社会の輪郭を描く理論モデルの形は、まだ明らかではない。イデオロギーや社会政策としての多文化主義と、社会構造の特質としての多文化主義を区別せねばならない。移住理論では、エンクレイブ・モデルが重要性を占める中で、1980年代半ばから新しい流れがでてきた。かなり内容的には多様であったが、全体的な見方をもっているのがその特徴である。この見方は、社会政治的な見方と分類され、多文化社会の望ましさを想定している。多文化主義は考えとしては訴えるものがあり、不可能ではないにしても現実に置き換えてみると、実現はむずかしい。多文化主義を進めてきたカナダであるが、公式政策と計画の実施で数十年を経過した後も、未だ多文化主義の概念はアメリカ人よりカナダ人の間で容認度が少ないとみられている⁽³⁾。ケベック問題がカナダの永続的な危機となっていることもある。より重要なことは、真の多文化主義は、既存の社会と政治共同体をこわすことなく可能かどうかという問題である。

註

- (1) Heisler, 1999, p.127.
- (2) Richmond, 1994, pp.171-172. 時のトルドー首相は1971年、連邦政府の二言語、多文化国家を宣言した。多文化主義の採用は、民族的・文化的に少数である人々の受け入れと容認を意味した。政府は民族組織を支援し、人権や人種主義のような共通の関心領域に取り組むよう各組織を奨励した。カナダの多文化計画は1970年代に始まったが、計画は主に国内に既に定着した欧州系移民とその子孫のニーズと利害に焦点をあわせるものだった。さらに1980年代初めまでには、社会内での人種主義の広まりが政府の行動を促し、必要としていたという事情があった。カナダが多文化主義へ関わったのは、1988年の「多文化主義法」(the 1988 Multiculturalism Act)だが、それに定められているだけでなく、教育カリキュラムの一部として運営されている。多文化主義は、カナダの法的、政治的枠組みの中に深く埋め込まれている (Kymlicka, 2000, pp.202-203.)。
- 多文化主義はオーストラリアでも、全てのオーストラリア人に必要なものとされ、国民統一の事柄とされた。政府はアボリジニの待遇を含め、民族性だけでなく人種に関心を集中させた。
- (3) Richmond, 1994, pp.113-114.
- (4) *ibid.*, pp.182-183. 例えば、1986年7月のNational Agenda for a Multicultural Australiaの宣言で、政府は移民サービスへの支援を行い、政府が財政支援する多言語放送の数が再び増加した。この宣言は、時のホーク政権の多文化主義の定義を定め、多文化政策の特別の目標を定めることになった。これらは差別からの自由、全ての人の生活の平等な機会、十分な経済的、政治的、社会的参加を含んでいた。政府は同時に、全てのオーストラリア人は国家への統合が最重要だとして多文化主義の行き過ぎに制限を加えた。英語を国語とし、社会の基本構造と原則のうけいれを決めている。
- (5) Heisler, 1999, p.128.
- (6) Kymlicka, 2003, p.203.
- (7) *ibid.*, p.195.
- (8) *ibid.*, p.202.

- (9) *ibid.*, p.205.
- (10) Boswell, 2003, p.124.
- (11) Richmond, 1994, p.176.
- (12) Castles, 2000, pp.172-173.
- (13) Heisler, 1999, p.128.

5. グローバル化する人種主義

ポスト工業化社会での民族的軋轢が深刻になっているが、移住が原因になっているのではない。それらはホスト国住民の移民・難民にたいする長期の不平・不満と、他方移民・難民側の権利を剥奪された気持ちか、その国の国民により圧迫虐待された経験の結果である。主流文化や支配的な価値制度が、民族的多様さを無視し、少数者を疎外すれば、少数者は欲求不満になる。マス・メディアが民族的な多様性を反映した紙面作りをしない時、あるいは現に少数者集団を傷つけるようなことをした時には、暴力発生の可能性が高くなる。今日の世界の移民・難民の大半が非白人系だという事実は、先進国での彼らへの不親切な取り扱いのために、「人種主義」の問題を生じている。

1960年代、人種主義はアフリカ南部か、南アフリカでの人種隔離か、オーストラリアの白豪主義のような明白な人種的排除を意味していた。人種差別は、植民地主義か、新植民地主義（直接的な統治なしに、以前の植民地を政治的、経済的に管理すること）と結びつけられていた。1960年代、70年代と反植民地闘争と公民権運動の進展で、目に見える形での明らかな人種主義は少なくなった。「第三世界」という概念が、白人支配へ異議を申し立てる世界的運動のシンボルとしてあらわれた。アパルトヘイトに対する国際キャンペーンは、目的の実現まで長いことかかったが、象徴的な出来事であった。反分離主義と「積極的差別是正措置」（アファーマティブ・アクション）がアメリカで新しい政治課題となった。移住制度での人種選別がオーストラリア、カナダその他で廃止された。

人種主義は1980年代末から、強くなった。その時代は冷戦の終結と、深刻な経済不況と庇護申請者の増加が同時に起こった。都市には多くの移民が住み、国際的、多人種・多民族、多元的文化、多様な宗教、多言語を使う。移民とその子孫は、ホスト社会への編入や、経済機会の獲得、さらに社会的に受容される際に組織的な障害に直面している。「組織的人種差別主義」、それはしばしば直接の暴力にいたるが、急激な変化のプロ

セスへの心理的・政治的反応の結果である。それは最も影響を受ける人々には不可解で、自分達からは管理がむずかしい。移民の人数の多寡が、移民とその子弟を受け入れるホスト国民の心の準備を左右する決定要因だというのは自明ではない。1980年代、アメリカはしばしば年に百万人を移民として入国させたが、^②「外国人嫌い」は起きなかった。一方、西欧では移民の入国率が急速に下降した後でさえも、反移民の右翼政党の活動がどの国でも活発化した。移民受け入れの歴史、そしてより重要なのは、移住のイデオロギーをもったアメリカのような移民社会は、たとえ多量の移民が入国しても、自国を移民社会とみなしていない国よりも、外国人嫌いを起こす可能性は少ないように見える。全ての国家が1945年の国連人権宣言に關与してきたわけではないが、^③しかし少なくとも国家は、外国人へのいかなる加害も最小化するために、加害者たる彼らの行動を止めるか修正する行動をとるのは当然である。

受け入れ国の人々が、移民・難民を嫌悪することは、国家にしてみれば、結束と誇りという幻想を維持するのに役立つ。こうした危機の状況の中で、人種主義は集団や個人の固有性を強化するのに役立つてきた。今日の人種主義は、労働者階級の現象だといわれる。しかし、人種主義は労働者階級の現象とみられるべきではなく、むしろ労働者階級の文化と組織が下降したことによる一つの産物^④と考えた方がよいかもしれない。

多くの社会で、経済的分極化の拡大と特定の集団や個人の社会的排除が続く傾向がある。標的とされるのは、以前と同じく先住民、移民、難民、先進国での少数民族である。しかし、新しい標的が現れている。東ヨーロッパの新興国での少数民族である。彼らは伝統的な白人／黒人の図式にはあてはまらない新しい集団である。「人種主義」と「ナショナリズム」の間の区分線は不明瞭になってきた。^⑤

1970年代以降、差別は文化へと力点が移動し、新しい人種主義が出てきた理由は、例えば西欧のように、国内での少数民族集団の成長である。彼らは黒人とは呼ばれないが、文化的には宗教（特にイスラムの場合）、衣服、生活様式、価値の面から文化的に明らかに異なる。今日、人種主義は単に「カラー（色）」の問題ではなくなった。^⑥

人種主義は、人権の国際条約の受け入れを認め、多文化主義の政策を公式に表明している現代の多くの社会でも継続している。人種主義は、密かな偏見や微妙な憎しみとして隠れた形をとるかもしれない。カナダでも他の国々と同様に、人種主義は、警察と黒人の若者の間での暴力的対立と、労働の現場での明らかな差別を通じて、観念の固定化や偏見に及んでいる。^⑦研究によれば、権威主義、保守主義、地位の不安定、曖昧さへの不寛容、疎外と、人種的偏見と実際の差別の間には密接な関係のあることが言われている。

人種主義は資本主義社会の末端にあるものと思われ、それゆえ他の基本的な変化を考慮することなく、単一の対応が可能だと思われてきた。人種主義について話すことには消極的だが、代わりに「外国人嫌い」(xenophobia)か、「外国人への敵意」のような婉曲語を使う。ナチスのユダヤ人への残虐行為後、生物的特徴に根拠をおく人種主義は益々、人々に受け入れられなくなった。今では多くの国々が、反人種差別法や平等な機会を確立するための措置をもっている。しかし人種差別は継続している。人種主義は人間社会の進化に決定的な役割をはたしてきたが、グローバリゼーションは人種主義を中断・廃止せずに、新しい人種主義への道を開いた。同時に、先住民の権利獲得運動や新興独立国での民族ナショナリズムのように、古い形の人種主義のいくつかも弱体化せずに続いている。公的に語られる反人種主義は、あまり効果的ではない。例えば、反差別主義の法による刑事訴追はまれで、社会的行動への効果は非現実的で限られる。規制は単に象徴的なみせかけで、過去の人種主義イデオロギーの破壊を指図はするが、一般に誰にとっても明らかな、時代遅れの生物的人種主義に基づいている。他方、支配的な政治・経済制度に埋め込まれ、日常生活と常識の言説の中にあつて、微かだが極めて普及力のある、「文化的人種主義」の現れには盲目である。従って、少数民族の排除や搾取の新しい形の言い訳として働きうる。そして多文化主義でさえ、先にも述べたように支配集団に受け入れ可能なものと、不可能なものの体系的な管理を新たに正当化する、より洗練された新しい人種主義の形だ^⑧という見方もある。

世界の巨大都市では、移民の割合が非常に高く、一般に民族ごとの住み分けがみられる。民族的少数者は住居に集中して住む割合が高く、主流社会との関わり合いは、第二、第三世代となる。これは、民族的アイデンティティの性質、大都市での社会的摩擦の可能性など、いくつかの決定的な問題につながっている。移民、及び〈多数―少数〉関係に影響する媒介変数は、移民の人口学的、教育的、社会・経済的特徴とともに、受け入れ社会の制度構造をも含んでいる。現代では、人種と民族性が、社会構造の中で、自己と他者を区別するのに働いている。「民族性」は文化的な事柄のレトリックであり、「人種」は血筋のレトリックとして使われる。しかしこれらは定着した概念ではない。経済的、社会的、文化的そしてアイデンティティの危機は勿論、分離した現象ではなく、近代性の異なった局面である。これら全ての分野は政治的である。人種主義は危機の結果としてではなく、むしろ危機の現れの一つの形とみられるべきかもしれない^⑨。

註

- (1) Castles, 2000, pp.174-175. カースルズによれば、人種主義の三つの特徴は以下の通りである。①人種主義は、個人の異常や病理の結果ではない。言説や慣行の一群の集合体であり、近代の歴史、伝統、文化に根ざし、多様な形態をとる。国民国家を形成する上で、誰を自分たちの内に含め、また排除するかの道具となり、決定的な役割を果たす。経済社会秩序が作り出す階層化や分離化に、普遍と平等のイデオロギーを一致させる点で、民主主義

に結びつく。②人種主義は、社会集団が他のグループを遺伝的特徴、文化的標章、出自をもとに、異なったもの、劣ったものとして、分類する過程である。この過程では、経済的、社会的、政治的な力を使って、他集団の搾取や排除を正当化する。支配集団は、被支配集団の固有の異質性と劣性のイデオロギーを作り上げる。その力は、法律、政策、行政措置を開発することで、持続化される。この型の人種主義は「制度的人種主義」と呼ばれる。

- 一方、より自発的な偏見や差別は、人種主義文化から出るが、非公式の人種主義である。一つは密接に関連し、支配集団の力や優越性をあらわす。個人的人種主義の概念は誤りである。人種主義は常に、集団的な過程である。③人種主義の強さは様々で、多様な形態をとる。常識や日常の人種主義の形は温和だが、受容すればより暴力的になる場合もある。偏見の態度、職業等での差別、口頭や文章での虐待、煽動、脅しや侮辱での嫌がらせ、物理的暴力、虐殺がある。個人、集団、そして組織がおこなうのであれ、人間の自由と自己実現を制限し、究極的には物理的な暴力が背後に存在している。
- (2) 国連人権宣言は、人に国を離れる権利を認めるが、しかし他の国家は彼らに入国の許可を与えることを義務づけられてはいない。もし難民がいかなる地位も与えられないならば、彼らは搾取や人種の反感にさらされる。事態打開のためには経済変化、政治イデオロギーと世論の態度の分析が必要となる。1951年難民条約は、国際法の中で難民への移動の権利を認める唯一の法である。

その他、関連する法律に、次のものがある。the Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination (1965), the International Convention on Civil and Political Rights (1966), the Covenant on Economic, Social, and Cultural Rights (1966), the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (1979)。これらの法律や条約は、平等と公正を締結国の国内及び締結国間で進めるための広範な政策を締結国に求めている。しかし、実施状況はまだ不十分である。

- (3) Castles, 2000, p.183. 極右勢力は、スキンヘッドやサッカーファンのような労働者のサブカルチャー層から、主として人員を勧誘する。地元住民と移民の摩擦は、労働者階級の住む地域で起きている。これに対し、エリート層の人種主義は例えば、ナチスへのドイツ工業界の支持や、白豪主義への豪エリートの支援があったが、事例は既に過去のものとなった。しかし、人種主義の言説や考えが、エリートの間で支持を失ったわけではない。むしろ、エリートは、労働者ほど直接に脅威にさらされていないので、公に暴力的な形をとらなくなったただだけと考えられる。彼らには、より巧妙に脅威を封じ込める力があるからである。

- (4) *ibid.*, p.164.
- (5) *ibid.*, p.172.
- (6) Richmond, 1994, p.111.
- (7) *ibid.*, p.94.
- (8) Castles, 2000, p.173.
- (9) *ibid.*, p.183.

おわりに

この稿が明らかにしたかった根本的な問題は、国家はどのような条件の下で活発に難民の再定住に取り組むことができるかであった。再定住計画は、第一次庇護国の庇護制度にどんな影響をもつのか？時の経過で負担の分担があるということを知って、庇護国では難民により多くのケースで庇護が提供されるようになるのか、それとも対処不可能な磁石効果になるのか？など、場所によって結果がかなり異なる可能性があるし、各事

例ごとに評価が必要である。また、再定住の発展は、他の定住国にどう影響を与えるのか？など、まだ未解決の問題は多い。

しかし、何よりも一番大切なのは、国家の政治的意思である。資金への関与と計画を最善に機能させる仲間を作り、参加させる必要がある。意図的であれ、ないにしろ、外部の行為者（先進国）が難民創出に関わっているという認識は、難民の負担を分担するという計画に西側国家が参加する倫理的な基礎を与える^①。他者を害しない義務は、絶対的義務のうち、最も容易なものである。なぜなら、行為を省略すればよいからである^②。非道国家ですら、国際社会の支援で存在している。また元来政治的不安定なところに、ネオ・リベラル経済政策や構造調整政策が強制され、世界経済でその国家の不安定な経済社会的な位置と結びついて、当該国家を益々不安定化し、難民が流出しているのなら、それ自身が経済的な力の犠牲者である原因国よりも、先進国の方へ目をむけるのが理にかなっている。好ましくない結果は、程度の差はあるが、世界経済に参加している全ての国の責任でもある。各国は何らかの意味で関与しているとすれば、「なぜ人を助けるか」は、先進国の責任から説明されうる。

EUでは国民人口の高齢化、少子化で移民の労働力への需要が高まっている。その一方、国民の間で移民・難民に対する敵意がある。両者の緊張関係は、将来のEUの移住政策に二つの問題をつきつけている^③。一つは、主に中道左派や実業界が望む、より寛大な移住政策が作れるのかどうかである。国民の多くと右翼政党がこれに反対している。二つ目は、そうした政策は他の移民や難民にどう影響するの^④かである。移民問題が高度に政治化される中で、政党はより制限的な入国管理・移住政策を国民に約束することで、選挙での支持を得たいと願っている。

EUはアムステルダム条約（1997年）の広範囲にわたる協調という事項にもかかわらず、再定住に関しては沈黙を続けている。大量流入時には一時的な保護で、加盟国間の連帯が強調されるだけで、世界的な負担分担の仕組みとしては働いていない^⑤。今のところ、EU諸国を横断した統一的な移民・難民政策の形成は、各国々の独自性、主権、自治権にからみ、政治的に微妙な状況である。経済的に発展した国々は、労働力や技術が必要な時には難民を含め、一時的移民や永久移民を歓迎するが、一貫性のある政策がないのは、グローバルな変化への一時しのぎの対応からきているためである。グローバルな制度の中で、社会的生存は、生物的、経済的、政治的、社会的、文化的、心理学的生存の局面をもつ多面的で複雑な営みである。移住は文字通り、抑圧政権と暴力状況を逃れた人々の生と死の問題である。

移民は、社会階層化と民族対立という世界制度の一部^⑥だとみられている。移民と難民はこの再編過程の重要な一部である。工業主義と、民主主

義と権威主義による国家形成の2000年は、世界中で言語、宗教、少数民族の自決の願いを抑えることができなかった。国民国家は益々、異質と多様性の問題に国内でさらされ、同時に多元的な流れの中で、国家としての集団的な独自性を新たに作りだそうとする、国内外からの圧力に直面させられている。ジレンマの解決は、ナショナリズムや国家といったものへの強調を少し減らし、グローバル社会の中で、普遍的な人間福祉と平等とともに、民族的少数者の権利や彼らの自由への関心を示すことを意味する。

視点を転じて、目を地域社会に移すと、日本を含む先進国社会では今後、難民の自立と「民間の保証人制度」にむけて、いくらか寛大な原則が立てられるべきである。移民は新しい社会の見知らぬ人でも部外者でもない。定住難民は、再定住国へ到着時に長期的な法的地位を与えられるべきである。社会行為者としての「難民」の認識が大事である。彼らは長期の居住者で、社会の活発な一員であり、新しい国の労働力となり、文化生活の一員である。統合の過程は、社会ごとに大きく異なるので、政策を実施して得られた教訓の移転の際には、常にいくらかの危険がともなうことをあらかじめ認識しておかねばならない。難民の個人的な対処戦略を損なうことなく、難民が集団として異なった場合でも援助可能な、革新的で、柔軟な方法を開発することが重要となっている。国家はしばしば、移住への責任を忘れる。世界的な力が、市民の利益と外部者のニーズに軌轢を持ち込む世界では、これらの責任を認めることは、国家の入国政策のあり方に深い意味をもつものとなる。

リッチモンドによれば、経済的に発展した国々は、労働力や技術が必要な時には難民を含め、一時的移民や永久移民を歓迎するが、経済や政治状況が変化すると、制限を加える。先進国は制限的な移民・難民政策を使って、グローバル・アパルトヘイト (global apartheid) を実行している⁽⁶⁾という。現在の世界制度は、たまたま文化的に異なり、十分な市民権や該当するその他の権利にふさわしくないとみられる多くの人々に、一時的にか永久的にか、避難所を与えるようになっていない。人種主義は、近代世界で中心的で、永続性のある要因である⁽⁷⁾。しかしその現れ方は、時間と状況に応じて変化する。そうした認識の上で、国家は、国際条約と人道主義という価値のために、難民の定住の必要に応え、国内での人種主義に反対する義務があると考えられる。いくつかの国では、若い世代が生まれた国 (多くの場合、第一次庇護国) でその国の国民と同じ平等な権利をもつことなしに、成人に達している。国内には、完全な市民、制限された市民権の所有者、不安定な法的地位をもつそれ以外の人々 (不法移民など) にわけられて住んでいる。法的地位の違いは、社会の分割と少数民族への人種主義を強めるだけである⁽⁸⁾。

EUなど先進国で明らかになった事実は、入国制限、厳しい国境管理、厳しい庇護制度のみでは、歓迎されざる流入の問題は解決しないことである。複雑で相互作用する社会制度の中で、単一の政策や計画、そして単一の型の防止策では完全ではない。政策分野では、数多くの方策が考え

られる。例えば、先進国は、移民・難民管理政策の外界とみられる事柄に意を用いる必要がある。特に、移住管理のための国際協力の考え方である。長期計画は、人権、人道、開発協力、投資・貿易の政策である。これら全ての分野は、政策と実施の間に隙間がある。貧困削減、安全保障、難民移住などは、互いに分離し、しばしば軋轢を生じるやり方は費用的にも高価で逆効果である。これは部分的には資金不足のためだが、より重要なのは政策の不一致である。例えば、強い経済利害が存在した場合、人権や貧困削減政策に優先度が与えられると、利益を失うことにはとても耐えられない。EUでいえば、加盟各国そして国内部局が互いに矛盾した政策を時に追及している。⁹⁾ 移住と難民流出の根本原因に立ち向かうのは、望まない流入を止めるというより、はるかに人間的方法である。乏しい資源をめぐるゼロ・サム競争よりも職業、住居、経済便益を作り出す活発な協力。政府はNGOと協力し、援助をより効果的にするために、長期計画での協力が必要となっている。

移民・難民問題は、社会経済、政治、そして他の広範な分野にかかわる問題である。しかし例えば、難民の再定住のような問題はうまく管理されれば、その社会内での難民のイメージの向上に役立つ。関連する政策分野としては、移民、多文化主義、教育、住居、都市再開発、雇用、コミュニティ、司法、人権、差別是正措置、警察、企業者への情報提供などがある。恒久的解決として、そして保護の手段とからめて、再定住という方は、世界にいる難民のわずかな人々に適用されている。例えば2007年にUNHCRは、イラク難民のために大規模な再定住計画を打ち出したが、各国の受け入れ人数は非常に限られている。¹⁰⁾ 定住計画、すなわち再定住計画へ参加することは、明らかに何万人という難民に長期の保護を与えることになる。計画は第一次庇護国の支援となり、他の定住国との連帯となる。再定住計画は庇護制度の一部ではない。両者は国際保護制度の一部である。定住計画は、庇護に関する決定で影響され、立案されるが、庇護での決定に左右される必要はない。最も効果的には、庇護制度と定住計画は全く別個であることが望ましい。

註

- (1) Gibney, 2004, p.56.
- (2) *ibid.*, 2004, p.54.
- (3) Boswell, 2003, p.2.
- (4) Sianni, 2000, p.2.
- (5) Richmond, 1994, p.107.
- (6) *ibid.*, p.115.
- (7) Castles, 2000, p.173.

- (8) *ibid.*, p.195.
- (9) Castles, *et al*, 2003, p.62. もたゞ、EUメンバーの加盟国内での政策形成について、力のある集団間の相違の分析は重要である。
- (10) Cochetel, 2007, p.21.

参考文献

- Adams, W.F. (2005) "Tibetan refugees in India: integration opportunities through development of social, cultural and spiritual traditions, *Community Development Journal*, Vol.40, No.2, Oxford University Press, pp.216-219.
- Ager, Alastair (1999) "Perspectives on the refugee experience, in *Refugees : Perspectives on the Experience of Forced Migration*, edited by Alastair Ager, Continuum, New York, pp.1-23.
- Ager, Alastair, Strang, Alison and Abebe, Behailu (2005) "Conceptualizing community development in war-affected populations: illustrations from Tigray, *Community Development Journal*, Vol.40, No.2, Oxford University Press, pp.158-168.
- Bach, Robert L. (1993) "Recrafting the Common Good: Immigration and Community, in *Migration and Social Cohesion*, edited by Steven Vertovec, An Elgar Reference Collection, U.K., 1999, pp.157-172.
- Banki, Susan (2004) Refugee integration in the intermediate term: a study of Nepal, Pakistan, and Kenya, Working Paper No.108, *NEW ISSUES IN REFUGEE RESEARCH*, UNHCR Evaluation and Policy Analysis Unit.
- Boswell, Christina (2003) *European Migration Policies in Flux: Changing Patterns of Inclusion and Exclusion*, The Royal Institute of International Affairs, Blackwell Publishing, pp.1-9, pp.99-127 & pp.138-141.
- Castles, Stephen (2000) *Ethnicity and Globalization*, Sage Publications, London, pp.163-207.
- Castles, Stephen, Crawley, Heaven, and Loughna, Sean (2003) *States of Conflict Causes and Patterns of Forced Migration to the EU and Policy Responses*, iipr, London, pp.33-65.
- Cochetel, Vincent (2007) "Resettlement", *Forced Migration Review*, Special Issue, pp.21-22.
- Crisp, Jeff (2004) The local integration and local settlement of refugees: a conceptual and historical analysis, Working Paper No.102, *NEW ISSUES IN REFUGEE RESEARCH*, UNHCR Evaluation and Policy Analysis Unit.
- Duncan, Christopher R. (2005) "Unwelcome Guests: Relations between Internally Displaced Persons and Their Hosts in North Sulawesi, Indonesia", *Journal of Refugee Studies*, Vol.18, No.1, Oxford University Press, pp.25-46.
- The European Council on Refugees and Exiles (ECRE) (1998) *Statement to the Annual Tripartite Consultations on Resettlement, 22-23 June 1998*, pp.8-10.
- Gibney, Matthew J. (2004) *The Ethics and Politics of Asylum: Liberal Democracy and the Response to Refugees*, Cambridge University Press, Cambridge, UK, pp.23-58.
- Griffiths, David, Sigona, Nando and Zetter, Roger (2005) *Refugee Community Organisations and Dispersal: Networks, resources and social capital*, the Policy Press, University of Bristol, U.K., pp.1-9 & pp.11-36.
- Hammar, Tomas (1993) "The 'Sweden-wide strategy' of refugee dispersal", in *Geography and Refugees: Patterns and Processes of Change*, edited by Richard Black and Vaughan Robinson, Belhaven Press, London and New York, pp.104-117.

- Heisler, Barbara Schmitter (1999) "The Future of Immigrant Incorporation: Which Models? Which Concepts?", in *Migration and Social Cohesion*, edited by Steven Vertovec, An Elgar Reference Collection, U.K., 1999, pp.117-139.
- Hirschon, Renee (2000) "The creation of community: well-being without wealth in an urban Greek refugee locality", in *Risks and Reconstruction*, edited by Cerna, Michael M. and McDowell, Christopher, pp.393-411.
- The International Institute of Humanitarian Law and Spanish National Committee for UNHCR (1997) *Resettlement of Refugees: Current Issues and Future Prospects, Madrid, 22-24 May 1997*, pp.1-13.
- Korac, Maja (2003) "The Lack of Integration Policy and Experiences of Settlement: A Case Study of Refugees in Rome", *Journal of Refugee Studies*, Vol.16, No.4, Oxford University Press, pp.398-421.
- Kymlicka, Will (2003) "Immigration, Citizenship, Multiculturalism: Exploring the Links", in *The Politics of Migration: Managing Opportunity, Conflict and Change*, edited by Sarah Spencer, Blackwell Publishing, Oxford, pp.195-208.
- Moraes, Claude (2003) "The Politics of European Union Migration Policy", in *The Politics of Migration: Managing Opportunity, Conflict and Change*, edited by Sarah Spencer, Blackwell Publishing, Oxford, pp.116-131.
- Migration Policy Institute (2003) *Feasibility of Resettlement in the European Union*, pp.i-xiv & pp.189-199.
- Richmond, Anthony (1994) *Global Apartheid*, pp.89-129 & pp.155-187.
- Sianni, Areti (2000) *Reflection on the Changing Nature of Resettlement and the Impact upon the Operational Environment, Annual Tripartite Consultations on Resettlement, Geneva, 3-4 July 2000*, pp.1-3.
- Tapp, Nicholas (2004) "Hmong Diaspora", in *Encyclopedia of Diasporas*, pp.103-113.
- Turton, David (2000) *Highlights Summary: Improving Policy Outcomes and Protecting Human Rights in Resettlement Projects*, Department for International Development ESCOR funded Project No.R7305, pp.1-5.
- UNHCR Bureau for Europe (2007) "EU integration of refugees", *Forced Migration Review*, No.28, p.62.
- UNHCR Resettlement Section (1997) *Resettlement: An Instrument of Protection and a Durable Solution*, pp.1-6.
- Uterwulge, Steve (2004) "Conflict Management in Complex Humanitarian Situations: Peacemaking and Peacebuilding Work with Angolan IDPs", *Journal of Refugee Studies*, Vol.17, No.2, Oxford University Press, pp.222-242.
- Weil, Patrick and Crowley, John (unknown) "Integration in Theory and Practice: A Comparison of France and Britain", in *Migration and Social Cohesion*, edited by Steven Vertovec, An Elgar Reference Collection, U.K., 1999, pp.100-116.
- Weiner, Myron (1999) "Determinants of Immigrant Integration: An International Comparative Analysis, in *Migration and Social Cohesion*, edited by Steven Vertovec, An Elgar Reference Collection, U.K., 1999, pp.375-391.
- Zawacki, Benjamin (2007) "Kafkaesque rebranding of pro-US fighters as terrorists", *Forced Migration Review*, No.28, pp.40-41.
- Zetter, Roger, Griffiths, David and Sigona, Nando (2005) "Social capital or social exclusion? The impact of asylum-seeker dispersal on UK refugee community organizations", *Community Development Journal*, Vol.40, No.2, Oxford University Press, pp.169-181.